

●香川県告示第330号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成29年11月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第6号
- 2 指 定 年 月 日 平成29年10月23日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字中河原乙1245番1、乙1247番4及び乙1249番4
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.50メートル  
延長 55.30メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。